

令和2年第11回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和2年11月25日(水)9時30分開始

2 会場 大竹市役所4階第2会議室

3 出席及び欠席委員

教育長	小西啓二	出席
1番	池田良枝	出席
2番	中田美穂	出席
3番	小出哲義	出席
4番	小城和之	出席

4 出席職員

総務学事課長	真鍋和聰
総務学事課	重安千陽
	中川香代子
	瀬川隆司
	尾崎明菜
生涯学習課長	三井佳和
生涯学習課	安藤好博
	山田隆司

.....
【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和2年第11回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小出委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を議題とします。今期定例会の会期を、本日11月25日一日限りとし、これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第42号 大竹市立小中学校職員服務規程の一部改正について

小西教育長 日程第2「議案第42号 大竹市立小中学校職員服務規程の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市小中学校職員服務規程とは、大竹市立小中学校職員の服務に関して定めるものです。今回、そのうち「出勤簿」、「年次有給休暇簿」、「特別休暇簿」、「職務専念義務免除承認簿」について一部改正をしたいと考えています。

平成26年4月1日より子育て支援部分休暇が創設され、及び平成29年1月1日より育児・介護休業法が改正されたことから、集計欄に介護時間及び子育て支援部分休暇欄を追加するため、別記様式第2号「出勤簿」の一部を改正

しようとするものです。併せて第3号「年次有給休暇簿」、第4号「特別休暇簿」、第10号「職務専念義務免除承認簿」については、決裁欄の表記を統一するとともに、「特別休暇簿」、「職務専念義務免除承認簿」については事務の効率化のため、注書を追記するため、別記様式の一部を改正しようとするものです。

第2号「出勤簿」については、介護休暇1号と2号の欄を合わせ、介護時間及び子育て支援部分休暇欄を追加しています。また、決裁欄の表記の統一についてです。「出勤簿整理印」と「出勤簿整理」の表記を、「出勤簿整理」に統一します。様式により事務担当者欄があったりなかったりすることについては、出勤簿整理を行った者が分かればよいので削除します。よって、第3号「年次有給休暇簿」の決裁欄の表記「出勤簿整理印」を「出勤簿整理」に変更し、第4号「特別休暇簿」、第10号「職務専念義務免除承認簿」については、決裁欄の表記「事務担当者」を削除します。併せて第4号「特別休暇簿」と第10号「職務専念義務免除承認簿」については、申請後に内容を変更・取消する場合があります。この場合、再提出を行うと事務が煩雑になることから、事務を効率化するため、注書の追記により、朱書き訂正による欄外決裁により処理できるよう、併せて提案するものです。なお、県費教職員旅行命令簿では既に朱書き訂正による欄外決裁で処理できるよう定められています。

施行日は、出勤簿が新しくなる令和3年1月1日としています。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第28号 大竹市就学指導委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第3「報告第28号 大竹市就学指導委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和2年4月1日付けで委嘱している委員に役職の交代があったので、後任の者を新たに委嘱する必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したため、報告するものです。

就学指導委員会委員の構成員は、大竹市附属機関設置に関する条例の別表に規定されており、そのうち、(5)小中学校特別支援学級担任等職員については、小中学校1校につき1名を委嘱していますが、玖波中学校所属で委嘱していた方が、体調の関係でその任務を行うことが出来なくなったため、緊急やむを得ないと認め、教育長において玖波中学校教諭で特別支援学級担任の堀之内誠氏に委嘱する処理をしました。

任期は、令和2年10月13日から令和3年3月31日までです。報告は以上です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 大竹市の就学指導委員会の今年度のスケジュールを教えてください。

事務局 6月に就学相談を行いました。来年新小学校1年生に上がる児童で気になる方について、就学相談をお受けしました。6月以降も随時相談があれば受け付け、各保育所や幼稚園等にその子の様子を見に行っています。学校に在籍している児童生徒については、学校の方で相談を受け付けています。そういった情報をそれぞれ持ち寄りまして、7月28日に就学指導委員会第1回目を総合市民会館で開催いたしました。そこでいろいろな協議をする内容を受け、また保護者に確認等そういった事務を行いました。11月30日の月曜日に第2回の就学指導委員会を開催する予定です。

小西教育長 その他ありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

報告第29号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について

小西教育長 日程第4「報告第29号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 地方青少年問題協議会法第3条及び大竹市附属機関設置に関する条例第3条の規定に基づいて、大竹市青少年問題協議会委員を委嘱したことについて報告するものです。

まず、地方青少年問題協議会の事務についてですが、①青少年の指導、育成、保護又は矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること、②青少年の指導、育成、保護又は矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること等が所掌事務となっています。

この度、大竹市青少年問題協議会委員に委嘱した方は、後田良和様です。後田様は、現在の大竹警察署長です。前任の元大竹警察署長である野田幸宏様から役職の交代がありましたので、後任の者として大竹警察署に委員の推薦を依頼したところ、署長である後田様を推薦していただき、本人から就任についての承諾をいただいたため、新たに委嘱したものです。

なお、任期につきましては、大竹市附属機関設置に関する条例第6条に基づき、前任者の残任期間とすることになっておりますので、任期を令和2年4月1日から令和3年6月30日までとして委嘱いたしました。報告は以上です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 任期が4月1日からになっているのですが、なぜ今の時期になったのかということをお聞きしたいです。

事務局 大変申し訳なかった話になるんですけども、大竹市青少年問題協議会委員の

委嘱について過去、4月以降も何回か議案として出していたところなのですが、この警察署長さんが変わったというのが情報として漏れておりまして、大変申し訳ないんですが、判明した時点で委嘱をさせていただいて、今回教育長において処理をさせていただいたというお詫びを含めての報告になります。

小西教育長　こちらの把握が十分でなかったということで委嘱が遅れたということです。大変申し訳なかったです。

池田委員　まだ、今年度の協議会は開かれていないということですね。

事務局　毎年この委員会につきましては年度末に1回開催しておりまして、今年も1月以降に開催することを予定しています。

事務局　報告が漏れていたというよりは、本来であれば議案として提出して皆様にご審議をいただいて処理いただくというのが筋なのですが、この度は議案を上程するのが漏れておりましたので、今回報告という形で処理をさせていただきました。

小出委員　警察署の署長さんというのは、委任の構成の中の関係行政機関の職員さんということでしょうか。ほかに関係行政機関の職員さんというのはどのような役職の方がいらっしゃるのでしょうか。

事務局　この青少年問題協議会委員は現在23名ということで委嘱をしておりまして、関係行政機関の職員はほかにはおりません。

小西教育長　教育長や総務学事課長は。

事務局　大竹警察署のみです。

事務局　関係行政機関としては先ほどの大竹警察署長ですが、そのほかの青少年問題に関する高い識見を有する者の関係機関として、大竹市暴力監視追放協議会とか、大竹市青少年育成市民会議の方から推薦をされた方々が委員になっているという形だったと思います。

中田委員　年度末に1回の開催ということなのですが、年度末に1回ということでこれまでは問題なかったのかもしれないのですが、もし年度の途中で重大な問題が起こったときには緊急で集まって会議をされるというか、話をされるという機会はあるのでしょうか。

事務局　大竹市青少年問題協議会の協議会自体としては、年に1回実施をしております。ただ、この協議会のもとに施策を実施する機関として青少年育成センターというのを設けております。こちらにつきましては、補導員会議を2か月に1回行うことになっています。そういったところで実際は活動しまして、そこのとりまとめといった連絡調整を図る意味で問題協議会を年1回開催しています。今年度はコロナの関係があって、青少年育成センターの活動もかなり縮小している状況ではありますが、例年であればそういった形で実施をしています。

小西教育長　年度末に開催ということで年間の取り組みの反省、そして次年度の方向性あたりをこの会議で確認を取るといいます。年1回ということでそのあたりが状況としては難しいところがあるのですが、そういう形で運営をしているということです。

その他ありませんか。

委員一同　なし。

小西教育長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同　異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

報告第30号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について

小西教育長 日程第5「報告第30号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和2年12月に開会される大竹市議会に、次の2件の議案を提出するにあたり、市長から意見を求められましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において異議ないものと申し出たので、今回の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

この度、市長から意見を求められたのは、「大竹市総合市民会館条例の一部改正について」、及び「令和2年度大竹市一般会計補正予算第10号」の2件です。内容について、担当から説明します。

事務局 それでは、「大竹市総合市民会館条例の一部改正」について説明いたします。

平成27年9月に国において勤労青少年福祉法等の一部が改正され、「勤労青少年福祉法」が「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改められたことに伴い、勤労青少年ホームの設置の規定が削除されました。また、会員も著しく減少しており、総合市民会館3階の勤労青少年ホームを活動場所としているサークルはない状況です。このような時代背景の中で、本市における勤労青少年活動のための施設の設置及び勤労青少年活動を支援することについての役割は終えたと判断し、勤労青少年ホームを廃止した上で、勤労青少年ホームとして使用していた場所を中央公民館に転用するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

改正の具体的な内容についてご説明いたします。本条例の勤労青少年ホーム関連条文第13条及び第14条を削除し、別表の勤労青少年ホームの使用料について、中央公民館の公民館使用料へ移行するものです。また、3階の音楽室及び軽運動室について、1時間までごとに中学生以下の者は30円、そのほかは100円とする「個人使用」区分を新設するものです。そのほか、「娯楽談話室」を「談話室」へ、「料理講習室」を「料理講習室（2階）」及び「料理講習室（3階）」へ名称変更するものです。

なお、附則ですが、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

事務局 「令和2年度大竹市一般会計補正予算第10号」について、教育委員会に係るものを事業ごとに抜粋して説明します。

まず、総務費の「国庫補助金等返還事務」です。地方自治法及び学校教育法の規定に基づき、大竹市は廿日市市との間で「保健衛生、学校教育及び児童福祉に関する事務の委託に関する規約」を定めており、学校教育に関する事務としては、松ヶ原町に隣接する廿日市市の区域の児童生徒を玖波小学校及び玖波中学校に受け入れています。この事務の受託にかかわる経費については、廿日市市が負担することとなりますが、概算額を受領し決算額による翌年度精算としています。

今年度は、前年度の精算額がマイナスとなったのに対し概算受領額が少額であったため、廿日市市に返還する必要が生じました。この度、返還額が確定したことから、「16万9千円」を計上します。

次に、「中学校管理運営事業」です。消防法の規定による消防用設備等の点検及び建築基準法の規定による防火設備の点検において、指摘を受けた設備については、早急に改修等を行うべきところですが、今年度計上している予算内での執行ができない見込みのため、必要な予算として「95万3千円」を計上します。

次に、「スポーツ振興事業」及び「大竹駅伝競走大会開催事業」です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、延期や中止とした事業について、執行する見込みがなくなったことから合計299万7千円を減額します。なおこれに併せて、大会参加料について、歳入から「62万5千円」減額しています。

最後に、こども相談室運営に関連する予算として、債務負担行為の補正を計上します。こども相談室の建物は賃貸借物件であり、引き続き来年度も現在の建物での運営を予定しています。しかし契約内容に「予算の範囲内において給付を受ける」という解除権を留保した条項が付されていないことから、長期継続契約ができないため、前年度のうちに予算を確保しておく必要があります。よって、当初予算に債務負担行為を計上していないため、この度補正計上します。以上で説明を終わります。

小西教育長　　これより質疑に入ります。まず1番の大竹市総合市民会館条例の一部改正、これについて質疑はありませんか。勤労青少年ホームの廃止に伴った規則の変更です。

池田委員　　勤労青少年ホームの部分が削除されたというのは報告があったのですが、さっきの説明の中で訂正されたたくさんある中のどこの部分が勤労青少年ホームだったのでしょうか。料理講習室だけが勤労青少年ホームだったのでしょうか。

事務局　　非常に分かりにくいかもしれませんが、総合市民会館の入り口に入って左側の3階建ての建物なのですが、1階が老人福祉センター、2階は中央公民館、3階が勤労青少年ホームという位置づけとなっています。料理講習室、集会議室、音楽室、和室、軽運動室、談話室が3階にある部屋で、勤労青少年ホームとなります。2階の中央公民館にも料理講習室があるため、料理講習室が2階と3階に重複していて分かりにくいので、2階の料理講習室と3階の料理講習室とで別表の表記を区分させていただいたという状況です。

利用がないかという、そんなことはないです。十分使っていただいております。年間1万人くらいの利用があります。ただ、基本的には勤労青少年ホームというのは規則で市内に住所又は勤務先を有する15歳以上30歳未満の勤労青少年という形に限定されています。この方々の利用はありません。誰が使っているのかという、その他館長が特に認めたものという、勤労青少年以外の方が年間1万人以上使っており、中央公民館として使われているという実態があるので、それに合わせる形で今回そこを廃止させていただきます。今までは何がネックになって実態に合わせられなかったかという、3階部分は建設費に約2億円かかっています。そのうち国の補助を3千万、県の補助を1千万充てています。通常でしたらその補助金というのは勤労青少年ホームを整備するための費用として国と県からいただいているものです。本来であれば勤労青少年ホームの役割がなくなってそこを廃止すれば、補助金を返してくださいというのが、行

政の常というか、筋。それがかなり緩和されまして、中央公民館に転用するのであれば返還はいいですよ、という話になっておりますので、今回中央公民館を拡大して位置づけることで返還費も生じないので実態に合わせてこういう措置をさせていただきます。

小西教育長 勤労青少年の方のニーズがほとんどないということで、中央公民館としてたくさん活用されているので、そちらの方で運営していこうということによる条例の変更です。

他に質疑はありませんか。

ないようでしたら、1番については質疑を終結して、次の2点目の方。一般会計補正予算について質疑はありませんか。

池田委員 先ほどの松ヶ原の一件が私の中で整理ができていないので、もう一度説明をしていただけたら助かります。

事務局 合併前の大野町だったときからということになりまして、予防接種の関係が保健衛生に関する事務で、児童福祉に関する事務が児童館のことになるかと思えます。学校に関する事務としては児童生徒の通学の関係になりますが、松ヶ原地区や栗谷地区に隣接する旧大野町地籍に住宅があり、その住民や児童生徒が大竹市の行政サービスを利用できるよう当時の大野町と大竹市が規約を定めました。合併後の現在は廿日市市と大竹市ということになります。この3つの業務のうち、教育委員会が関係する学校教育に関する事務において、松ヶ原地区に隣接する旧大野町地籍の児童生徒は、過去にはたくさんいらっしゃったようですが、今は0人になっています。児童生徒の受け入れに関しての費用について廿日市市から収入があります。その計算方法が、概算で計算をしたもので受け入れて、翌年度清算するというやり方をしていることから、どうしてもプラスやマイナスが毎年度あります。今までも同じやり方をしていますが、児童生徒数も多かったのも、プラスやマイナスになってもその範囲内で収まっていたので、返還するというのはあまりなかったんですが、児童生徒の数が減ってきて、返さないといけなくなってきました。当初予算の時点でも想定はできてはいましたが、この度額が確定したということで補正計上したということでした。

池田委員 中学校の管理運営事業ということで、どこか直さないといけないということでしたが、もう少し具体的に教えていただけたらと思います。

事務局 中学校管理運営事業につきましては、毎年消防法の規定や建築基準法の規定により、定期的に点検を業者に委託しています。その都度不具合があるところについては指摘されているところですが、この度は小学校の方も中学校の方も含めて数点指摘をされています。当初予算の段階では想定できない部分がありますので、指摘されたその年度の予算で優先順位を付けてできるだけ速やかに対応を行っているのですが、中学校費に関しては高額になっていることもありまして、今年度の予算で賄いきれないということで補正をすることになります。今回補正計上しようとしているものは、大竹中学校の体育館の自動火災報知設備です。不具合があり改修するというのでこの予算を計上しています。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

協議・報告事項 大竹会館条例施行規則の一部改正について

小西教育長 日程第6「協議・報告事項 大竹会館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 資料としまして、資料1「規則交付文」及び資料2「新旧対照表」を併せてご覧ください。

本規則は、大竹会館条例の一部改正に伴い、条例の施行に必要な細則としての大竹会館条例施行規則の一部を改正したものです。前回の第9回定例会において、大竹会館条例の一部改正についてはご説明させていただきましたので、条例の一部改正については説明を省かせていただきまして、規則の一部改正の内容について説明します。

初めに第3条は、施設管理に必要な事務を執行するため、会館に館長及びその他職員を置くことを規定しています。

第4条は、会館事務を規定しております。内容に改正はありませんが、条文第6条から繰り上げしております。

第5条は、大竹会館の開館時間を規定しております。平日は、午前8時30分から午後10時まで、日曜日は、午前9時から午後5時までとしております。これまで平日は午前9時開館としていましたが、大竹支所の事務開始時間に合わせた対応としております。なお、早朝に受付事務をするような事業等を想定し、ただし書きで、館長の権限において臨時に開閉館時間を変更できることとしております。

第6条は、大竹会館の休館日を規定しております。年末年始、12月29日から翌年1月3日まで、及び国民の祝日を休館日としております。これまで毎週木曜日及び年末整理期間の12月27日から同月28日までを休館日としていますが、大竹支所開設日に合わせた対応としております。なお、施設の点検・整備等及び市主催行事の開催等を想定し、ただし書きで、館長の権限において臨時に休館日の変更及び休館日の臨時開館について変更できることとしております。

第7条は、施設を使用する場合の申請方法等を規定しております。大竹会館の各会議室、和室、大集会室及び講堂兼体育館を使用する場合は、使用する日を含めて3月前から使用日当日までに、講堂兼体育館の区分使用及び貸室以外の共有スペースを使用する場合は、使用する日を含めて1月前から使用日当日まで、講堂兼体育館、会議室1から会議室4までを専用使用する場合は、使用する日を含めて3月前から使用日3日前まで、としております。なお、個人が軽スポーツ等で講堂兼体育館を使用する場合は、申請書の提出は求めないこととしております。

第8条では、申請内容の変更又は中止する場合は、申請書が必要であり、使用変更する場合は、使用する日の前日までに申請することが必要としております。

第9条は、大竹会館内で寄附の募集等を行ってはならないと規定しております。

す。なお、日本赤十字社及び社会福祉協議会が行う、災害及び福祉的支援を目的として寄附の募集を行うことを想定し、ただし書きで館長の権限において許可できることとしております。

第13条は、大竹会館の使用時間を規定しております。平日は、午前9時から午後9時30分まで、日曜日は、午前9時から午後4時30分までとしております。

第19条は、使用者及び入館者の心得を規定しております。第3号、爆発物その他危険物を持ち込まないこと。第4号、騒音、放歌その他他人の迷惑となる行為はしないこと。以上の2号を新たに追加しております。また、併せて字句の修正をしておりますので、ご一読いただければと思います。

最後に附則ですが、本規則の施行期日を令和2年10月1日としております。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。意見がありましたら、併せてお願いします。

小西教育長 予約状況はどうなっていますか。

事務局 残念ながら予約状況は、問い合わせはあるんですけども、皆さん「現物を見ながら」と言われていて少ない状況です。

小出委員 大竹会館を使用する上での規則は、大竹会館条例施行規則というものに集約されるのでしょうか。ほかに何か大竹会館に関する規則とかそういったものはあるのでしょうか。

事務局 規則についてはこれということになります。このほかに、大竹会館条例の方にあつたのですが、営利目的で施設を利用するのはオーケーということで条例を改正しました。ただ、すべての営利目的で施設を開放するというのもちょっと問題がありますので、一部限定という方向について限定した形で要綱を作成していますので、近々ご提案をさせていただこうと思っております。細かいルールに関しましては、特に規則とか要綱で求めるのではなくて、開館した時点で施設管理者側と協議して利用者の方に周知を図っていきたいと考えております。

小出委員 館長の任命であるとか、会計についてはどの法令、条例にあるのでしょうか。大竹会館の館長の任命に関する規則とか、大竹会館の運営の会計については、どこにそういったものは記載されているのでしょうか。

事務局 館長は基本的に生涯学習課長を想定していますので、任命規程というか起案の方で館長という形で委嘱状を発行しようと考えております。

事務局 会計というのは使用料をどう収納してとか、支出をどうするかということだと思いますが、市の施設になりますので、市民会館や公民館と同じように市の収入として入れて、その維持管理費について支出します。先ほど補正のところにあつたと思うのですが、そういう管理をします。一般会計補正予算の中に収入と支出というのがあると思うのですが、その中で使用料収入として入れて、大竹会館の維持管理に要する経費として支出する、という流れになります。

小西教育長 他に質疑はありますか。

小出委員 15条の使用時間のところの「大竹会館協力会」というのを知らないので教

えていただきたいのと、「2階部分の使用時間については、館長が別に定める」という部分の「別に」というのが別紙などの資料があるのかお聞きしたいです。

事務局 旧規則の第15条のことだと思いますが、旧規則の中に「大竹会館協力会」というのが入っていますが、すでに協力会は存在していませんので規則から省かせていただきました。もう一つはどちらの方になるのでしょうか。

小城委員 「2階部分の使用時間については、館長が別に定める」というところの「別に定める」というのがどういったところに記載されているのか、ということなんですけども、削除するのであれば。

事務局 そうですね。もう存在しないので。

小城委員 分かりました。

小西教育長 その他どうですか。

池田委員 この大竹会館の開館に伴うイベントは何か計画をされているのでしょうか。

事務局 2月12日に簡単なセレモニーを予定しています。午前中に簡単なテープカットを予定しており、そのあと地域の方も含めまして内覧会として施設をじっくり見ていただきたいと思っています。その翌日の土日は支所の移転の作業をする予定としておりまして、地域の方をよんで講演会等をしたいというのがありますが、コロナの影響もありますし、支所の移転を絶対にこの土日に完了させないと2月15日のオープンに間に合いませんので、大変申し訳ないですけど質素な形でさせていただけたらと考えています。

小西教育長 コロナ過によって、いろいろな行事がですね。これから考えて、大竹市民の皆さんに広く活用していただけるようなものを考えていかなければならないと考えています。

他に質疑はありませんか。

小城委員 名称は大竹会館のままですか。何たらホールとか何たらプラザのような検討はなかったのかなど。

事務局 正式名称は大竹会館です。愛称としまして、「アゼリアおおたけ」という愛称を施設に見える形でつけています。アゼリアホールと一緒に大竹会館も「アゼリアおおたけ」という形で広く皆様に周知していただければと思っています。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

協議・報告事項 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

小西教育長 日程第7「協議・報告事項 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の教育委員会や学校等の対応について報告させていただきます。

資料は、本日11月25日付けで配布いたします教育長名の保護者宛のお知

らせです。10月14日に大竹市において1例目となる新型コロナウイルス感染症患者が確認され、小・中学校の児童生徒も何らかの感染経路で感染するということが大いに考えられるため、感染者が確認された際に、できる限り混乱を防ぎ、学校が円滑に教育活動を再開することができるように、あらかじめ保護者に対して教育委員会や学校等の対応をお知らせするものです。

児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応です。広島県教育委員会が示している内容を参考にしています。ただし、新型コロナウイルス感染症については、まだすべてが解明されているわけではありませんので、状況の変化によって今後対応を変更することはあります。

1として、児童生徒に感染者が発生したら、3～4日間程度は臨時休業つまり学校閉鎖としています。何のための臨時休業かといいますと、その3～4日間で、2にありますように、接触者と濃厚接触者を西部保健所が特定し、PCR検査を実施し、陽性か陰性を判断する期間となることと、もう一つは、3にありますように学校の消毒作業を実施するという期間です。接触者と濃厚接触者については、資料に記載している通りです。

次に4にありますように、感染者は、治癒するまで出席停止とし、5及び6にありますように接触者は、PCR検査の結果が陰性であれば登校とし、濃厚接触者は、PCR検査の結果が陰性であっても、感染者と最後に接触した日の翌日から2週間以内、つまり長くても2週間の出席停止とします。感染者と同じ学級の児童生徒はおそらく濃厚接触者となることから、上記期間は臨時休業つまり学級閉鎖とします。

感染者発生時の公表についてです。お知らせの四角い枠の中には、学校名を公表する方針であることとその理由を述べております。公表については、感染者の保護者に同意の確認を取り、感染者が在籍する学校名のみ公表する方針としております。学校名公表のご理解をいただくように考えております。

学校名を公表する方針の理由としては、まず、1として挙げておりますが、憶測や詮索等の防止、また各学校に、感染者が在籍する学校を特定しようとする問い合わせの殺到の抑止、そして学校が臨時休業や授業再開に向けた業務に集中できるようにすることです。

お知らせの米印での記載は、1の理由の具体の説明になります。まずは必ず3～4日間の学校閉鎖を行いますし、2週間以内の学級閉鎖も行いますので、「なぜ、あの学校は休んでいるのか。」などの執拗な問い合わせが考えられ、また、かえって個人を特定しようとするなど細かい情報を詮索されたり、不確かな情報を拡散されたりすることなどが懸念されます。

次に2として挙げておりますが、どの学校か分からないという地域の方々の不安の解消を図るとともに、大竹の児童生徒は大竹の大人に協力して守っていただきたいということです。教育委員の皆様にも何卒お力をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、9月の教育委員会会議で報告させていただきました8月24日付けの大竹市教育委員会教育長からの「新型コロナウイルス感染症についてのお願

い」の内容について、再度、この度のお知らせに掲載しております。説明は以上です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 感染者の中には市町村非公表という方がいらっしゃいますよね。非公表というのが今までも感染者の中にはいらっしゃったと思いますが、非公表であっても市には情報が入るんですよね。それによって子どもたちへの濃厚接触者であるとかそういうところで大竹市の教育委員会としては動ける体制ではあるということでしょうか。

事務局 市の方には当然情報が入ってきます。ただ、具体的にどこの誰がというような情報は本人の申告、ですから学校で子どもが何らかの濃厚接触者になったとか感染したとかいうものは、保護者が学校に言ってこない限り分からないと思います。当然今までも、最近ですが複数件あるのですけれども、職場で感染者が出て、濃厚接触者ではないのですが念のために休ませますとか、そういった連絡はあります。基本的に保護者の自己申告で、言ってこないと分かりません。休む際は当然言うてくるものとして想定しています。

池田委員 PCR検査の結果については保健所が把握して、陽性者については市に連絡があるというような体制になっているはずですよ。今のようにPCR検査をしているわけではないけど、というのは保護者からの申告しかないと思うのですけど、PCR検査をして陽性が出た感染者については、保健所等を通して市には連絡がある、特定ができる状態にはなっているのですよね。

事務局 市の方には入ってくるのですが、具体的にどこの誰がということまでは、西部保健所はそこまでは言いません。

小西教育長 例えば実際初回出たときには、年代のところが10代、大竹市、しか出ないんですよ。そうすると10代で大変困ったんですけれども、小学生から中学生までいるので。それは教えてくれないんです。各学校の方には通知をして、十分対応をとっているのをしたのですが、記者会見の中で保健所の方が小・中・高ではないですよということを言ったので、保護者の方は一安心したというところですよ。また山口県からの情報は本当に入りません。「大竹市」くらいしか言ってくれません。県が変わると情報も、ということなんです。山口県の病院でPCR検査を受けて分かった場合には、報告は広島県の保健所に行って、大竹市へ入ってきます。ということになるので非常に情報が入ってくるのが難しいです。

事務局 山口県で検査を受けられる方もいらっしゃるようなんですけれども、そこで検査を受けて陽性となった場合は、山口県が発表します。「広島県の人」というふうに発表するので、広島県の人が大竹市の人なのかは分からないことはあります。

小出委員 学生だった場合に、接触者や濃厚接触者はどういうふうに特定しているのですか。

小西教育長 例えば今回のケースでいえば、家族で陽性者が出た場合、家族の方については当然PCR検査を実施します。その場合は広島県で実施するので情報が入ってきます。市としては保健所からの情報と自己申告です。

中田委員 自己申告がなければ分からないままという可能性もあるっていうことですね。
小西教育長 可能性はあります。濃厚接触者かどうかというところです。

中田委員 公表についてというところで、コロナに感染しましたよ、という前提で保護者に同意の確認を取り、もし同意がない場合は公表できないということですか。

事務局 まず濃厚接触者かどうかというところ。そのあたりは保護者や家族、本人に、本人が学校に在籍しているとしたら2週間休みなさいと保健所から言われます。保健所のいうことを聞かなければ、学校に言わずに来ているということは有り得ます。それで来たからといって、罰があるわけではないと思います。そういう心配は当然あります。同意の確認ということなんですが、例えば他市でしたら、三次市が新聞にうちは公表しますよと出ていたので、そこは同意を取らずに公表するという話でした。呉の場合は本人に確認を取ります。当然同意してくださいねという方向での確認になります。そのあたりの理由をしっかりとご理解いただいて、もし同意されなかった場合はひょっとしたらこういうことが起こるかもしれないとか、本人に不利な状況が起こるかも分からないということをお話ししないといけないかも分かりません。それでもどうしても確認が取れなかったら仕方ありません。これは市役所の中でも話をさせていただいて、不利な状況が本人にあつて裁判になるとかいったときに、非常に困ることになるというところで、できるだけ、こういうときには公表して、こういうときには公表しなかった、ということがないようにしたいのでしっかりと理解を得ていくということを考えています。

池田委員 同意がなかったら公表はしないけど、学校閉鎖はするんですね。

小西教育長 学校は当然分かります。学校で出た場合には、学校が分かれば保護者には通知します。ただ、教育委員会からはないということになります。同意を得られなかった場合は。

小城委員 基本的には小中学校の子どもたちが自ら接待を伴う店とかに行くことはないと思うんですけども、親御さんやその周りの人、職場の人などからの親御さんへの感染というのが根本になると思うんですけど、そうすると詮索というのは勝手にされていく、いつてしまっている現状も少なからずあると思うんです。そうなったときに、保護者の自己申告というのはとても大事なことだと思いますし、子どもを守るためにも。例えばこういった内容を広報に載せて、大竹市の方が守らなければならないと書いてあつたと思うんですけど、教育し守っていくというのもあつたと思うんですけど、子どものためにもどういった対応をしていくかというのは公表していく必要があるのではないかと思います。生徒自身も出席停止になって、出席日数がどうかとか、インフルエンザのときみたいになるとか、お医者さんの診断書によって出席扱いになるとかいろいろあると思うんですけど、初めてのことなので懸念することがいっぱいあると思うんですけど、どうやって子どもたちを守ることができるかというところの理解は絶えず発信し続けるしかないのかなと思います。それぞれの自覚によって全然状況が一変すると思いますし、隣の岩国とか今すごいことになっていきますけど、玖珂の方であつたことか、いろいろ耳にする話が本当は嘘かも分からない状況の中

で噂話が先行してしまっただけ、変に居づらくなるというのも可哀そうですし。それはご家族の皆さんにとっても。そういった対応というのは考え続けていかなければいけないなと思いますので、その辺をお願いとかを教育長発信でもいいですし、市長発信でも教育委員会発信でもいいんですけども、広報とかで掲載するというのは検討していただきたいなと思います。

あと、濃厚接触者についての記載のところ、臨時休業、学級閉鎖とする、となっていますが、学級閉鎖となったらそこから誰か、という詮索が始まると思いますので、そこは学校単位で、学校閉鎖にするとかそういった流れ、方針を保護者の皆さんには伝えておいた方が。一回これでアナウンスしていると思いますが、学級閉鎖はインフルエンザなら今までもありますので、コロナはまだまだ未知数のところがありますので、休むときには全体で休むとか、学校単位、小方も玖波もとかそういったことができるかどうかとも検討しないといけないことはあると思いますが、いかに防ぐかというところは考えていく必要があると思います。

事務局 広報関係ですけど、子どもを守るためにということで保護者宛てに、8月24日付けで、大人の姿をしっかりしたものを見せてくださいということと警察連携を当然しますという対応をお知らせしています。ホームページにも掲載しています。この度の11月13日付けのものも保護者宛てとホームページに載せております。今後広報も視野に入れてより広く、機会があるごとに、できれば広く知らせておいた方がお互いのためだと思いますので考えさせていただきたいと思います。

それから、学級閉鎖・学校閉鎖のことなんですけど、お知らせに書いてあるような流れでというイメージです。他市町の児童生徒が感染した事例でもおおむねこういった流れの対応をしております。やはりそのほかの濃厚接触者がいなかった学級については学校で対面型の授業を進める必要があるもので、隠すというよりもご理解いただいて協力いただくという方向でできるところは授業をしたいです。ただ2週間、呉も実際は10日間とかだんだん短くなっているみたいなので、コロナのことが詳しく分かってき始めてということがあると思うんですけども、感染者の状況にもよるらしいのですが、できるだけ短い期間でできればと思います。当然学校閉鎖するときのお知らせ、学級閉鎖のその学級に対してのお知らせをしつつ、また学校閉鎖一部解除、学級閉鎖を残してほかの子は学校閉鎖から解除しますよというお知らせ、学級閉鎖解除のお知らせというのを保護者の皆様へのお願いも含めて丁寧に出しながら進めていきたいと思っています。

小西教育長 委員が言われたように、子どもが大前提になりますので、子どもがづらい思いや悲しい思いをしないようにということを考えながらしっかり対応してまいりたいと思っています。ただ、先ほど課長が言いましたように、大竹は小さい町なので逆に何で言わなかったのかということも。みんなでそこは子どもたちを守っていこうというそういうスタンスで教育委員会は動いていきたいと思っています。

他に質疑はありませんか。

池田委員 今のことにに関して、子どもたちの学習権というのも保証していかないといけないのですごく難しい面はあると思うのですが、本当にこういうことが起こったときに、どういうふうに学校として教育委員会として対応していくのか、子どもたちを守っていくかが問われる場面だと思います。日頃から出されているような、お知らせの中の四角で囲ってある部分というのがすごく大事になるので、何度も何度も保護者向けもそうだけれども、学級でも今回のことを事例にして、ほかのところの部分、例えばいじめとかそういう部分でも同じことが起こる、例えば生活の様子とかそういうことから誹謗中傷される子どもたちがいないよというのを、日頃の授業の中で担任の先生たちが繰り返し子どもたちに話しておくということがここへつながっていくのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

中田委員 今池田委員さんがおっしゃったように、学校の方でもそれぞれに学級で指導という部分も勿論、あと親としても家庭の中で子どもたちにこういった話をしていかななくてはならないなと思いました。今回プリントを子どもが持って帰ってきてじっくり読んだんですけど、これがあることによって家庭でも話をするきっかけになるので。今回岩国が大変になっていて、子どもたちもちょっと緊張感を持っているという部分もありますので、これが緩んでいかないようにまた定期的にこういうお知らせ文というのを保護者の方にも配っていただけたら啓発になっていくのではないかなと思いました。

ほかに1点。小方学園以外は小学校中学校は単体なのですが、もし小方で小学校に感染者が出た場合も中学校も一斉に閉鎖になるのか、中学校に出た場合小学校も一緒に閉鎖になるのかというところを教えていただきたいと思います。

事務局 小方学園の方は毎年インフルエンザの時期になっても心配をします。中学校の受験生がいて、小学生がインフルエンザになっても心配しています。同じ建物に住んでいますので。そういったところで小方学園で出れば同じ空間と考えられますので、3～4日間は一時学校閉鎖。例えば中学生であれば、主に中学生の一部が濃厚接触者になると思われるのですが、そのほかいろいろ学校も接触者リストというのは疑わしい子が出た時点で学校があらかじめ全部作ります。名前や住所、連絡先。そこから西部保健所の方が学校との聞き取りで濃厚接触者をピックアップして、だいたいそれが同じ学級、要は同じ空間にいた人間が濃厚接触者になりますので、特定されますので、そのあとの長い臨時休業については一部になろうかと思ひます。一時的には全体をして、どこに動いたか分かりませんので消毒作業等が必要になろうと思ひます。

池田委員 想定しておかないといけないことに、中3の受験があるんだと思ひました。ちょうど受験の時期にそういったことが発生したときにどういうふうに対応していくのかというのが、PCR検査を受けて感染者となった生徒については国の方も方針を示したり県の教育委員会の方が受験についての方針を示したりしていると思うんですけど、それ以外の子どもたちについて、濃厚接触者や接触者をどういうふうに受験させていくのかというのを考えておかないといけないと思ひます。

小西教育長 そのあたりもこれから。ぼちぼち受験は始まりますかね。教育委員会でも、広島県教育委員会とも連携を取りながらそのあたりも十分考えていきたいと思っています。

またこの件につきましては日々状況等変わってきますので、ご指摘、ご示唆をいただいたように発信もそうですし、ご意見等もお聞かせ願いたいと思っておりますので、引き続きお願いをしたいと思います。

そのほか質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

これにて、令和2年第11回大竹市教育委員会会議を閉会いたします。

【閉会時刻 10時54分】

.....